

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和3年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
新井克雪管理センター	妙高市大字小原新田 584番地	第1作業室	93.00	令和3年4月1日
		集会室	52.00	